

# 児童期に性的虐待を受けた 女性サバイバーの語りに見る自己回復力

——「出来事」を「筋立てる行為」に注目して——

井上 寿美 笹倉千佳弘\*

キーワード：性的虐待、ライフストーリー、意味づけ

## 1. 研究背景

### (1) 性的虐待の発生状況

2016（平成 28）年度中に、全国 210 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 122,578 件（速報値）で、過去最多を更新した。「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された 2000（平成 12）年度の対応件数は 17,725 件であったことをふまえると、法整備がおこなわれた後も虐待相談対応件数は増え続け、16 年の間におよそ 7 倍近くに増加したことになる。もちろんこのことは、実際の虐待件数がおよそ 7 倍になったということの意味しているわけではない。マスコミによる児童虐待の事件報道がおこなわれるようになり、市民の間で児童虐待に対する意識が高まったこと、虐待通報の必要性や方法が周知されるようになったことにより通報することへの抵抗感が弱まったこと等も、児童相談所の虐待相談対応件数増加に少なからぬ影響を与えていると考えられる。しかしながら、このような影響を勘案したとしても、児童相談所の虐待相談対応件数の増加には看過できないものがある。

2016 年（平成 28）年度中の児童虐待相談件数 122,578 件（前年度比 +19,292 件）の内訳を見ると、身体的虐待が 31,927 件（26.0%）で前年度比 +3,306 件、ネグレクトが 25,842 件（21.1%）で前年度比 +1,398 件、性的虐待が 1,622 件（1.3%）で前年度比 +101 件、心理的虐待が 63,187 件（51.5%）で前年度比 +14,487 件となっている。子どもの面前で配偶者に暴力行為がおこなわれる（面前 DV）事案に関する警察からの通告が増加する等の影響で、心理的虐待の増加が著しく、全体の 5 割を超えている。他方、性的虐待件数が児童虐待相談件数総数に占める割合は高くはない。

しかし、この数字は必ずしも性的虐待の実態を表しているとは言えないようである<sup>1)</sup>。性的虐待は様々な要因により見えにくい状況に置かれているため、児童相談所の相談対応件数は氷山の一角でしかないという指摘がある（上村 2004；石川 2008；松本・村本・安田・ほか 2015 等）。その理由について、たとえば上村（2004：48）は、性的虐待は、『家庭内＝密室』、『親子間＝親密な関係』という他者が介入しにく

---

\*就実短期大学

い私的な〈空間〉と〈関係〉のなかで繰り返されるために、問題が家庭内に封印」されてしまいがちであることを挙げている。また山本（2011：169）は、性的虐待は「目撃や傍証に乏しく、多くの被害者が告白をためらうために発覚そのものが難し」いことを挙げている。

加えて現行の法制下では、性的虐待というのは、親権者・養育責任者（監護責任者）から子どもへの性暴力に限定されているため、親以外のきょうだいや親族、同居人からの性暴力、施設長以外の施設職員や里親以外の里親家庭同居人からの性暴力は含まれていない。きょうだいや親族、同居人、施設職員からの子どもへの性暴力は、親権者・養育責任者（監護責任者）のネグレクト（性暴力を防げなかったという意味）として扱うこととされている（山本 2012）。したがって、家庭内で起こっている子どもに向けられた性暴力の実態は、性的虐待の範疇ではとらえきれていないのである。

## （2）性的虐待が子どもに与える影響

性的虐待も含めた家庭内性暴力の発生状況については、その全貌が明らかになっているとは言い難い。そのような状況の中で、性的虐待が子どもにもたらす深刻な影響については先行研究によって様々なことが明らかにされている。

西澤（2011）によれば、性的虐待の影響は、子どもの年齢、虐待行為の頻度や期間、暴力等による強制の有無、被害のタイプ、子どもと加害者との関係等、さまざまな要素に影響されることをふまえた上で、典型的なものとして次のような影響が指摘されている。思春期以前では、過剰な性器いじり、性化行動、性的な遊びである。思春期以降では、心理的・精神的症状としては摂食障害、リストカット等の自傷行為、要因のない頭痛・腹痛・喉の違和感・嚥下困難等の身体症状、解離性障害である。行動上の問題としては性的逸脱行動が挙げられている。

八木・平岡・中村（2011）によれば、情緒障害児短期治療施設<sup>2)</sup>で次のような性的虐待の影響が見られると指摘されている。性的虐待を受けてきた子どもに見られる行動は PTSD の諸症状として理解できるとした上で、抑うつ、身体化、頻尿、遺尿、易興奮、攻撃的行動、性的問題行動、対人関係の問題、不安等の症状以外に夜眠れない、焦燥感、中途覚醒、服を脱ぐ時や入浴時の自己否定的感情惹起、性的刺激への過度な興奮や関心等が挙げられている。

上村（2004）によれば、発達段階別に次のような影響が指摘されている。乳児～4歳では、トイレット・トレーニングの障害、嘔吐、摂食障害、睡眠障害、夜尿、男性恐怖（加害者が男性の場合）、過剰な甘えや分離不安、性的行動の話をする等である。4歳～6歳では、性感染症等の身体的な症状、腹痛や排尿の困難、鬱の症状、不安や恐怖症、悪夢や睡眠障害、腹痛、家族との衝突等である。7歳～12歳では、成績の急激低下、胃痛、鬱の症状、学校での問題行動、態度や成績の著しい変化、引きこもり、抑鬱、悪夢や睡眠障害、学業不振、薬物・アルコールの使用、家庭にいることを怖がる、攻撃性、年齢不相応な身体についての自意識過剰等である。13歳～青年期前期では、家出、乱暴さの誇示、非行、自殺未遂、ひどい抑鬱、気分の変調、自己評価の低さ、薬物・アルコールの使用、学校の無断欠席、学業不振、性的恐怖あるいは逸脱行動、親からの独立、親への批判や反抗等である。

## 2. 研究目的

本研究の目的は、児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの自己回復に関するライフストーリーとしての語りにおける、「出来事」を「筋立てる行為」の特徴を見出すことをとおして、語りに見る自己回復力、すなわちその後を生活者として生きる力を明らかにすることである。

ライフストーリーは、「生きられた人生の経験的真実を表わそうしている」ものであり、「人生の歴史的眞実を表わそうとしている」ライフヒストリーとは区別される（やまだ 2000 : 152）。またストーリーは、「2つ以上の出来事（events）をむすびつけて筋立てる行為（emplotting）」（やまだ 2000 : 147）であり、その行為は、個人の中にあるのではなく、「家族をはじめとするさまざまな人びととの相互作用によって、たえず構成されつつあるもの」（やまだ 2000 : 152）とされる。ストーリーによって、「人びとは行為し、さらに行為によって、そのストーリーが確認されるという円環性が人びとのもつ物語形式であるから、治療には、ストーリーの書き換え（re-storying）や再著述が重要になる」（やまだ 2000 : 152）。ライフストーリーがこのようなものとしてあるなら、ライフストーリー研究は、「出来事」それ自体に注目するよりも、むしろ「『出来事』を筋立てる行為」に注目しなければならないであろう。

性的虐待や性暴力の被害者が自己を回復していくことをめぐる研究には次のようなものがある。たとえば、性暴力を受けた女性に対する曝露療法の効果に関する研究（野坂 2010）、父から性的虐待を受けた女性に対する風景構成法・巻き戻し法等の技法を用いた心理面接の治療過程に関する研究（安齊 2002）、父や兄から性的虐待を受けた女性に対する精神分析的アプローチにおける技法上の工夫や問題点に関する研究（山下 1999 ; 2002）、性的虐待の既往がある解離性同一性障害患者の精神療法過程に関する研究（細澤 2003）、等々である。しかし、いずれにおいても、性的虐待や性暴力の被害者を、治療者の視点から治療の対象者としてとらえた議論がおこなわれている。したがって管見の限りでは、性的虐待や性暴力のサバイバーを生活者としてとらえた研究<sup>3)</sup>や、性暴力や性的虐待サバイバーの語りをもとにして議論された研究<sup>4)</sup>が先行研究として存在する可能性は低い。

児童期に性的虐待を受けた1人の女性サバイバーの自己回復に関するライフストーリーとしての語りにおいて「出来事」を「筋立てる行為」の特徴がわかれば、性暴力や性的虐待を受けた当事者のライフストーリーの「書き換え（re-storying）や再著述」による自己回復力の内実が明らかになると考える。そして、明らかにされたその知見は、性暴力や性的虐待の被害を受けた当事者はもとより、当事者と共に生きる人たちにとっても、当事者が新たな人生の意味づけをおこない、自己の意味を新たに見出すような物語の「書き換え（re-storying）や再著述」をおこなう際の手がかりとなるに違いない。

本稿では、ライフストーリーの語り手（女性）を「性的虐待」のサバイバーととらえている。しかし、彼女が受けた性暴力は、実母と同居している実母の内縁の夫からのものである。したがって、現行の法制度の枠組みからいえば、彼女は家庭内性暴力被害者であっても性的虐待の被害者ではない。しかし彼女は、実母の内縁の夫を「継父」ととらえ、「継父」から「性的虐待」を受けたと認識している。そのため当事者の主観的事実を重視すると、彼女は性的虐待の被害者として位置づけられる。

また、彼女を性的虐待の「サバイバー」ととらえているのは、彼女が性的虐待を受けたという事実に向き合い、それを克服して、虐待経験に翻弄されることなく生きているからではない。今なお過去の虐待経

験に苦しみながらも、わが子を1人の人間として尊重し、周りの人と一緒に悩みながら後悔しないような子育てをしたいと模索している「その後に生きる者<sup>5)</sup>」であるという点においてである。

### 3. 研究の視点および方法

分析に使用する資料は、報告者がすでに発表した「児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの自己回復力に関するライフストーリー（1）－非加害親である母親以外の人との関係を中心にして－」（井上・笹倉 2017）である。したがって本研究は文献研究である。なお、このライフストーリーは、A子の協力を得て、2015年3月～2017年1月の5回に分けておこなった半構造化インタビュー（第1回目のみ非構造化インタビュー）をもとに記したものである。

分析の視点は、ライフストーリーにおいて出来事がどのように筋立てられているのか、ということである。ライフストーリー分析に先立ち、A子の簡単なプロフィールと、ライフストーリーの見出しを記しておく。

#### (1) A子のプロフィール

30歳代半ば（調査当時）。5人きょうだいの末っ子として生まれる。小学校3年生の時に、実母と暮らし始めた「継父」から「性的虐待」を受ける。中学校2年生の頃から母親に対する激しい暴力が起り、情緒障害児短期治療施設に措置となる。入園後まもなく、母親が精神疾患を発症したと姉から聞かされる。自宅復帰が難しくなったこともあり、中学3年生の時に、情緒障害児短期治療施設から児童養護施設に措置変更となり、高校卒業まで児童養護施設で生活する。施設在園中に同施設で出会った男性（＝現在の夫）と施設内で性的な関係をもち妊娠する。しかし、はしかに罹患したため中絶することになる。退園後、再びその男性との距離が縮まり、長女を妊娠したのを機に結婚する。現在は2児の母親である。

#### (2) ライフストーリーの見出し

井上・笹倉（2017）におけるA子のライフストーリーの見出しは下記のとおりである。

幼い頃の思い出	「継父」からの「性的虐待」	母親と一緒に夜逃げ	母親に対する過激で執拗な暴力	情緒障害児短期治療施設	B 学園に措置	児童養護施設	C 学園へ移る	現在の夫	D 男との出会い	D 男の子どもを妊娠	はしかに罹って中絶	「あんた、やっすい（＝安い）女だね」	D 男と結婚	長女を出産	退院後1か月間の育児サポート	D 男の両親との関係	「おばあちゃん」としての母親	幼かった頃の母親を思い出す作業
---------	---------------	-----------	----------------	-------------	---------	--------	---------	------	----------	------------	-----------	--------------------	--------	-------	----------------	------------	----------------	-----------------

#### (3) 倫理的配慮

関西福祉大学社会福祉学部研究倫理審査委員会で承認されており、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守した。

#### 4. 研究結果

井上・笹倉（2017）のライフストーリーを引用しながら、A子に大きな影響を与えることになった3人の「ひと」（D男、母親、胎児）との間で起こった出来事を中心にしてA子のライフストーリーとしての語りに見出せる特徴について述べる。

##### (1) D男との関係から見えてくること——出来事を「現在」から意味づけて筋立てる

D男は、A子が児童養護施設C学園に在園していた時に施設内で性的関係を持ち、妊娠、そして中絶することになった時の相手であり、現在の夫でもある。D男との間に起こった出来事はA子に大きな影響を与えている。A子はD男との関係を次のように語っている。

「普通の子」たちがつきあっているのとは違い、学園にいと、常にD男がどこにいて何をしているのかがわかる。居室にいる時はもちろん別々であるが、それ以外では、食事のときも、自由時間も、いつもD男と一緒に過ごした。(略) D男には幼い頃の虐待の話をする事もできた。(略) D男は、「そいつのことを忘れる必要なんてない。もしA子が忘れても俺が覚えているから、俺がそいつのこと覚えといてやるから」と言ってくれた。私が「継父」を殺せば捕まるから、かわりに自分が殺してやるみたいない感じだった。虐待経験の話をする、「過ぎたことだから忘れた方がいい」というような雰囲気になることが多かったので、D男の言葉に「この人しかいない、結婚したい」と強く思った。(略) だからD男とは、アパートの雑誌を見て「こんな間取りがいいよね」というように2人で未来について語り合い、将来を考える真剣な付き合いになっていった。(pp.27-28)

A子にとってD男との恋愛はこのように認識されていたのであるから、性的な関係をもったことも真剣なつきあいの結果であった。ところが、いざA子の妊娠が発覚すると、D男は、彼女に子どもを産んで欲しいとは言わなかった。しかも、職員に事情を聞かれた際、D男は「1回やっただけの遊び」というような答え方をした。

真剣に愛を育んでいたと思っていた相手から「1回やっただけの遊び」というように言われたことは、A子にとって許し難いD男の裏切り行為であると認識されなかったのであろうか。この出来事に対しA子は次のように語っている。

ただ、この時、D男は私を守るために、自分が怒られてもいいという思いで「遊びだった」と言ったのだと思った。それこそがD男の選択した「責任の取り方」だと思った。だから、「遊び」と言われたことに傷ついたのでなく、D男が辛い思いをしていることや、D男に辛い思いをさせてしまったことに傷ついた。実際、C学園の職員からD男は鋭い目で見られ、職員は私を守り始めることになった。(p.28)

厳しい指導の対象となる言動の結果、D男は、C学園の職員から「鋭い目」で見られるようになり、他方、自分はC学園の職員から守られるようになった。このことからA子は、「1回やっただけの遊び」というD男の言葉は、自分を守るために発せられたものであり、そのことをとおしてD男は自分に対す

る「責任」を取ったのであると意味づけている。

退園後、A子にとってD男はますます大切な存在となり、長女を妊娠したことをきっかけに今度は結婚に至った。いまA子は、D男との間で2人の子どもに恵まれ、子育てに試行錯誤しながらも、安定した幸せな日々を送っている。A子は、D男との間に起こった出来事を、職員から守られるようになったという時点から意味づけ、さらに結婚して幸せな日々を送っているという時点からもまた意味づけて筋立てている。このようにA子の語りには、過去から現在を因果関係で規定するのではなく、過去の出来事を、その時々「現在」から意味づけて筋立てるという特徴が認められる。

## (2) 母親との関係から見えてくること——異なる意味づけを併存させたまま筋立てる

A子は中学校1年生の終わりごろ、母親から、自分の幸せを奪ったのはA子であるという意味の言葉を告げられた。このことがきっかけとなって生じた母親への憎しみは、今も完全に消え去ったわけではない。それは母親に愛されていたはずだという思いの裏返しでもあろう。母親との間に起こった出来事は、「継父」から「性的虐待」を受けたのと同じくらいに、A子に大きな影響を与えている。

「継父」からの虐待に関して、A子と母親との間でどのようなやりとりがおこなわれたのであろうか。A子は「継父」から虐待を受けていることを母親に打ち明けたことがある。その日の夜、母親は、自分の目で何が起きているのかを確認したが、翌朝、彼女には我慢して欲しいと伝えた。しかし小学校4年生になり、ついに「継父」からの虐待に耐えきれなくなり、A子は母親に決断を迫った。その時の出来事を次のように語っている。

答えによっては自ら命を絶つことも辞さない覚悟で、母親に対して、「A子の命を選ぶのか、それとも、お母さんがそのまま幸せになるのか、どちらかを選んでほしい」と迫った。母親は、私の命の方を選び、身一つで夜逃げ同然に「継父」の元から逃げてくれた。この時は、私自身が「継父」からの「性的虐待」から逃れたいという気持ちも当然あったが、それだけでなく、母親を「継父」の暴力から救いたいという願いもあったように思う。(pp.24-25)

「継父」からは、A子への虐待だけでなく、母親への暴力も頻繁におこなわれており、「夜逃げ」は自分だけでなく母親も救われるはずの行動であった。ところが事態は中学校1年生の終わりごろに急変した。母親から、「あの時、A子が（「継父」の元から）逃げたいと言わなかったら、お母さんは幸せだったんだよ」と告げられたからである。

この母親の言葉をきっかけに憎しみの矛先が母親へ向かうことになり、A子の母親に対する暴力は日増しにエスカレートしていった。やがて暴力が原因で、A子は情緒障害児短期治療施設B学園に入所することとなった。まもなく母親は精神疾患を発症する。その時A子は母親に対して「もっと痛い目に合えばいい」と思った。それでも母親の元で暮らせることを望んでいたのであろう。情緒障害児短期治療施設を出ても自宅に戻れず、それからずっと児童養護施設で生活することになったため、母親は自分を捨てたと理解するようになり、母親への憎しみは消えるどころかさらに大きくなっていった。

ところが、憎しみの対象でしかなかった母親が、長女を出産する時に病院にやってきて、陣痛で辛い思いをしているA子の体をさすってくれた。またA子の事情をすべて了解していた産科医師の計らいで、生まれたばかりの長女はA子より先に母親の腕に抱かれた。また、その時に母親が涙していたと医師か

ら教えられる。この一連の出来事を A 子は次のように語っている。

私は、長女が生まれたことにすごく感動して泣いていたから、「2 番目だよ」、「親子だねえ、お母さんも最初に抱っこする前から泣いていたよ」と言われても何も思わなくて、むしろ嬉しかったんだと思う。母親が長女を「1 番最初」に抱いてくれたことが多分、素直に嬉しかった。病室にやってきた母親は私の前では絶対に泣かなかった。

母親に対しては「もうそろそろ許してもいいんじゃないか」と思う反面、「いやいや、許していいもんじゃないよ」という自分がある。私の中に 2 人の自分がある。本当はお母さんが大好きで、たまに会ったときには「お母さん」って呼びたいのに、お母さんって呼べなくて「I 子ちゃん」って名前で呼んでしまう自分がある。(pp.31-32)

出産に駆けつけ、生まれたばかりの長女を腕に抱いて泣いてくれたという出来事 X により、「許してもいいんじゃないか」と思えるような母親像 Y が描き出される。それは、あなたによって幸せを奪われたと告げる、あるいはまた自分を施設に「捨てた」という出来事 Z によって描き出される「許していいもんじゃないよ」と思えるような母親像 W とは異なる。このように A 子の語りには、出来事 X から意味づけられた母親像 Y と、出来事 Z から意味づけられた母親像 W というように異なる母親像が併存する。しかし、〈Y であるのに W である〉、あるいはまた〈W であるのに Y である〉というように、それらを無理に接合させることなく、異なる出来事から異なる意味づけがなされた母親像を〈Y であり、かつ W である〉〈W であり、かつ Y である〉というように異なる意味づけを併存させたまま筋立てるという特徴が認められる。

### (3) 胎児との関係から見えてくること——自分の立場から意味づけて筋立てる

A 子は、C 学園在園中に D 男と性的な関係をもって妊娠し、その後はしかに罹患し中絶するという経験をした。中絶後の A 子は、命を殺したのに誰からも責められず、罰せられないことに苦しむ。胎児との間に起こった出来事は A 子に大きな影響を与えている。

D 男とは本気で結婚を考えており、妊娠してもよいと思っていたが、実際に妊娠したことがわかると A 子はどうすればよいのか迷う。とはいうものの、「縄跳びなどをしていたので、産む気がなかったのかもしれない」。就職が決定し、退園を目前に控えていた D 男は、A 子に「子どもを産んで欲しいとは言わなかった」。C 学園の園長とは次のようなやりとりになった。

私は園長からは「子どもを堕ろせ」と言われるだろうと思っていたから、園長に「産みたいのか産みたくないのか」って聞かれた時に、思わず「堕ろす」と言った。すると園長に「簡単に堕ろすと言うな」と言われ、「あれっ？」と思った。(p.28)

また受診した病院で「産科の先生や看護婦さんからは、年齢的にも今の状況では『産めないでしょ』と言われ、中絶の紙を渡されて帰ることになった」。妊娠をめぐる周りの人の反応はこのようであったが、命について考えるようになった A 子に産みたいという気持ちも芽生える。その時の出来事を次のように語っている。

そのうち、私の中でどうしても産みたいという気持ちが出てきたが、ちょうどその頃、はしかに罹ってしまった。この時期にはしかに罹ると、お腹の中の子どももはしかに罹っているから、障害をもって生まれてくることになる。今の自分の状況で、障害のある子どもを育てていけるのかと考えたときにやっぱり育てていけないという判断になり、悩んだ末に結局、中絶手術を受けることになった。(略)

「自分で自分の子どもを殺しちゃった」と思い、でもそのことを誰も責めてくれないし、罰してもくれないというのがすごく苦しかった。周りの人から、はしかに罹ったんだから、あの時は仕方がなかったんだよと言われても、私が自分の子どもに対して「あの時はああするしか仕方がなかった」と言っただけなのではないかと思った。本来なら自分の子どもを殺したら罰せられるのに、胎児だからという理由で罰せられなかったからこそ、私はこのことを忘れてはならないし、そのことに対して自分を許してはならないと思っている。(p.29)

中絶に至った理由を、D男が出産を望まなかったことや、医師や看護師から出産が難しいと告げられたことであるとすれば、中絶は「仕方がなかったこと」と意味づけられるであろう。また園長とのやりとりからすれば、中絶は「とんでもないこと」と意味づけられるであろう。しかしA子は、中絶に至ったのは、はしかの影響で障害のある子が生まれた場合、今の自分では養育困難であると判断した結果であるとする。彼女は中絶を、自らの判断によるものとし、「忘れてはならないこと」として意味づけている。このようにA子の語りには、中絶という1つの出来事をめぐって複数の立場から導かれる、異なった意味づけのいずれかに依拠するのではなく、自分の立場から意味づけて筋立てるという特徴が認められる。

以上、A子の事例からすれば、児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの自己回復力、すなわちその後を生活者として生きる力は、出来事を「現在」から意味づけて筋立てる、異なる出来事による異なる意味づけを併存させたまま筋立てる、出来事を自分の立場から意味づけて筋立てるという、3つの筋立てる行為をとおして、自らの物語を構築することであると明らかになった。

## 5. 考察

A子の語りには認められる筋立てる行為の3つの特徴は、A子の自己回復という点においてどのような意味があるのかについて考察する。

### (1) その後の生き方が影響する継続的な語り直しの可能性

A子の語りには、過去から現在を因果関係で規定するのではなく、過去の出来事を、その時々「現在」から意味づけて筋立てるという特徴が認められた。D男との間に起こった出来事を、職員から守られるようになったという時点から意味づけ、さらに結婚して幸せな日々を送っているという時点からも意味づけて筋立てていた。

現実とは、様々な出来事が多層的に重なっており、過去を現在と切り離して意味づけることはできない。もし時の流れを人為的に区切るのであれば、『過去』は固定されたものではなく、『現在』のなかにある。(略)『過去』『現在』『未来』という3つの時ではなく、『過去の現在』『現在の現在』『未来の現



在』(やまだ 2000 : 148) となる。したがって、「現在」から過去の出来事を意味づけて筋立てることにより、「時間的に後から来るものによって、『過去』は『現在』と照合されて絶えず再編成され、読みかえられて変容していく」(やまだ 2000 : 148)。つまり A 子のライフストーリーは、彼女のその後の生き方が影響する継続的な語り直しの可能性に開かれたものになっていると言える。

## (2) 行き詰まりに陥らない継続的な語り直しの可能性

A 子の語りには、異なる出来事から、異なる意味づけがなされた母親像を無理に接合させることなく、併存させたまま筋立てるという特徴が認められた。「許してもいいんじゃないか」と思えるような母親像と、「許していいもんじゃないよ」と思えるような母親像が、矛盾を包み込んだまま併存していた。

人間とは、様々な側面が多面的に組み合わせられており、時には矛盾する複数の側面を併せもつ存在である。ところが、ある出来事によって意味づけられた特定の側面に執着し、それに他の側面を接合させるような他者理解に陥ると、矛盾に悩まされ、喪失感や欠落感、不在感に苦しみ、ストーリーが行き詰ることになる(井上・笹倉 2015)。異なる出来事によって意味づけられた、異なる側面を併存させることにより、どちらか一方に決められない宙づり状態に身を置くことになる。しかしかえってそのことで相手を繰り返し理解することになる。つまり、A 子のライフストーリーは、行き詰まりに陥らない継続的な語り直しの可能性に開かれたものになっていると言える。

## (3) 新たに生み出される自己による継続的な語り直しの可能性

A 子の語りには、1つの出来事をめぐって複数の立場から導かれる、異なった意味づけのいずれかに依拠するのではなく、自分の立場から意味づけて筋立てるという特徴が認められた。中絶という出来事を、周り人の言動による「仕方がなかった」ことではなく、自分が選択した「忘れてはならないこと」として位置づけている。

出来事とは、立場の違いによって様々な意味づけが可能となる多元的なものである。時には自分とは異なる立場から、自分にとって都合の良い意味づけがなされるかもしれないし、またその逆もある。しかしいずれにせよ、他者を語り直すことは困難であるため、自分以外の他者の立場に依拠して意味づけると、出来事をひとつの意味の中に閉じ込めてしまうこととなる。それに対し、自分の立場から意味づけると、自己の語り直しにより出来事の筋書きが書き替えられ、そのことによりまた自己が語り直されていく。なぜなら、「自己について新たなバージョンを生み出すことは、同じ出来事の筋書きを変え、新たな自己の意味を見いだしていく作業」(やまだ 2000 : 157) となるからである。つまり、A 子のライフストーリーは、新たに生み出される自己による継続的な語り直しの可能性に開かれたものになっていると言える。

以上、A 子の語りに認められる3つの特徴には、彼女の自己回復、すなわち生活者としてその後を生きるという点において、ライフストーリーを継続的な語り直しの可能性に開かれたものにするという意味があると考察された。

## 6. 結論

本研究の目的は、児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの自己回復に関するライフストーリーとしての語りにおける、「出来事」を「筋立てる行為」の特徴を見いだすことを通して、語りに見る自己回復力、すなわちその後を生活者として生きる力を明らかにすることであった。ライフストーリーとしての語りにおいて、当該女性に大きな影響を与えることになった3人の「ひと」との間で起こった出来事に関して、それを筋立てる特徴について検討をおこなった。その結果、児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの自己回復力、すなわちその後を生活者として生きる力は、①出来事を「現在」から意味づけて筋立てる、②異なる出来事による異なる意味づけを併存させたまま筋立てる、③出来事を自分の立場から意味づけて筋立てるといふ、3つの筋立てる行為をとおして、自らの物語を構築することであると明らかになった。そしてこれらの3つの特徴には、彼女の自己回復、すなわち生活者としてその後を生きるという点において、ライフストーリーを継続的な語り直しの可能性に開かれたものにするという意味があると考察された。

※本稿は、日本社会福祉学会第65回秋季大会（於：首都大学東京南大沢キャンパス）において発表した際の当日の配布資料をもとに執筆したものである。

### 注

- 1) 西澤（2011:179）は、欧米では性的虐待が全体の10～20%を占めているのに対し、日本では、その構成比がきわめて低いことから、「わが国の子ども家庭福祉領域では、子どもの性的虐待を看過してしまっている可能性が高い」と指摘している。
- 2) 2017年度より児童心理治療施設と名称変更になっているが、本稿ではすべて、その時点での名称を使用している。
- 3) 性的虐待のサバイバーを扱ったものではないが、山岸（2008）は、『“it”と呼ばれた子』の著者 Dave Pelzer の著書を当事者が書いた記録として取り上げ、当事者の生活史を重視しながら、なぜ彼が立ち直れたのかについて分析した研究をおこなっている。
- 4) 石川・小宅（2012）は、性的暴力の被害者に対するインタビューをおこなっているが、そこで話された内容は幼い頃の身体的虐待の話が中心である。そのため石川・小宅（2012）は、身体的虐待を受けたサバイバーに対するインタビュー調査の分析となっている。藤野（2010 a）は、虐待を受けた女性サバイバーに対する質問紙調査をおこない、調査時点で主観的に自らを幸福であると感じている女性に対して、さらに追加でおこなったインタビュー調査の分析となっている。藤野（2010 b）は、同様の手続きを経て、調査時点で主観的に自らを幸福ではないと感じている女性に対するインタビュー調査の分析である。藤野の研究ではいずれも当事者の視点が重視されているが性的虐待の被害者に対するものではない。
- 5) 中井（1996）によれば、サバイバーとは元来、「その後に生きる者」の意味であるという。

### 【文献】

- 安齊順子（2002）「父からの性的虐待を受けた女性への心理面接」『心理臨床学研究』20(3), 221-229.
- 藤野京子（2010 a）「児童虐待を受けた女性サバイバーが30歳代に至るまでのプロセス」『犯罪心理学研究』47(2), 33-46.
- 藤野恭子（2010 b）「児童虐待を受けた女性サバイバーが30歳代に至るまでのプロセス（その2）-主観的幸福感が低いサバイバーに対する分析」『アディクションと家族』27(2), 139-148.
- 細澤 仁（2003）「外傷のワークスルーと新規蒔き直し-重篤な性的、身体的虐待の既往を持つ解離性同一性障害患者

- の終結例を通して」『神戸大学保健管理センター年報』23, 89-99.
- 井上寿美・笹倉千佳弘（2015）『子どもを育てない親、親が育てない子ども－妊婦健診を受けなかった母親と子どもへの支援』生活書院.
- 井上寿美・笹倉千佳弘（2017）「児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの自己回復に関するライフストーリー（1）－非加害親である母親以外の人との関係を中心にして－」『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』7, 17-41.
- 石川瞭子（2008）「性虐待と性暴力のはざまで－性虐待の未然防止」『現代のエスプリ』496, 至文堂, 40-68.
- 石川義之・小宅理沙（2012）「身体的虐待を受けたサバイバーと活動家に対するインタビュー調査」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』2, 215-223.
- 松本克美・村本邦子・安田裕子・ほか（2015）「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法と心理」『法と心理』15（1）, 84-89.
- 中井久夫（1996）『心的外傷と回復』みすず書房.
- 西澤 哲（2011）「性的虐待が子どもに及ぼす心理的影響とそのアセスメント」『子どもの虐待とネグレクト』13（2）, 179-190.
- 野坂祐子（2010）「性暴力被害により PTSD を呈した成人女性への曝露療法」『学校危機とメンタルヘルスケア』2, 28-34.
- 上村千尋（2004）「性的虐待を受けた子ども・サバイバーへのアプローチ－『傷つきやすさ』から『強さ』へのパラダイムシフト－」『山口芸術短期大学研究紀要』36, 47-62.
- 八木修司・平岡篤武・中村有生（2011）「性的虐待を受けた子どもへの児童福祉施設の生活支援と心理ケア－情緒障害児短期治療施設の取り組みを中心に－」『子どもの虐待とネグレクト』13（2）, 199-207.
- やまだようこ（2000）「人生を物語ることの意味－なぜライフストーリー研究か？」『教育心理学年報』39, 146-216.
- 山岸明子（2008）「なぜ Dave Pelzer は立ち直ったのか？－被虐待児の生育史の分析－」『医療看護研究』（順天堂大学医療看護学部）4（1）, 95-101.
- 山本恒雄（2011）「子どもの性的虐待の現状と課題－H 20～22 年度の厚生労働省科学研究からみえてきた現状と課題－」『子どもの虐待とネグレクト』13（2）, 169-178.
- 山本恒雄（2012）「第1章 子どもの性暴力被害」八木修司・岡本正子編著『性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援－児童福祉施設における生活支援と心理・医療的ケア』明石書店, 13-28.
- 山下達久（1999）「罪悪感、エディプス空想の work through の中から、想起されてきた外傷記憶－性的虐待の成人サバイバーに対する精神分析的アプローチについて」『精神分析研究』43（4）, 390-393.
- 山下達久（2002）「想起された外傷記憶と外傷性転移の workthrough－性的虐待成人サバイバーに対する精神分析的アプローチについて」『精神分析研究』46（1）, 19-27.